



国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32) 8895

栃木年金事務所 ☎0282 (22) 4131

国民年金の種類について

20歳以上60歳未満で日本に住んでいる人は、国民年金に加入することが義務づけられています。国民年金の加入種別は次の3つに分かれています。

- **第1号被保険者**
自営業者、学生、フリーターの方など（第2号・第3号被保険者以外の方）
- **第2号被保険者**
会社員、公務員など厚生年金や共済組合に加入されている方
- **第3号被保険者**
第2号被保険者に扶養されている配偶者の方

第3号被保険者について

健康保険被保険者の被扶養配偶者の方は、届出をすることにより国民年金の第3号被保険者（サラリーマンの配偶者など、第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者の方）に該当します。性別関係なく、主婦・主夫どちらでも第3号被保険者となります。

国民年金第3号被保険者に該当すると、本人が国民年金保険料を負担しなくても、その期間については保険料納付済期間とみなされます。

- **届出を出すタイミング**
● 配偶者が就職して厚生年金・共済組合の加入者となったとき
- 第2号被保険者と結婚して扶養となったとき
- 会社退職や自身の収入が減ったことにより配偶者の扶養となったとき
- 配偶者が転職して、加入する年金制度が変わったとき

第3号被保険者でなくなった場合

第3号被保険者でなくなる場合は、第1号被保険者となり、自分で保険料を納付することになりますので、市民課保険年金グループに、必要な書類等をお持ちのうえ、届出をしてください。

届出をされませんと、万が一病気やけがなどで障がいを負ってしまった場合やお年寄りになったときに、何の年金も受けられなくなる可能性があります。忘れずにお手続きください。

- **必要な書類**
- 社会保険資格喪失証明書等、第3号被保険者でなくなった日付のわかる書類
- 印鑑
- 年金手帳

届出を出す時期

- 配偶者が退職（失業）したとき
- 離婚したとき
- 配偶者が死亡したとき
- 自身の収入が増えて配偶者から扶養されなくなったとき
- 第2号被保険者である配偶者に老齢年金の受給権があり、かつ65歳になったとき

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成30年4月分から平成31年3月分までの国民年金保険料は、月額16,340円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、口座振替もあります。納付期限は、法令で「納付対象月の翌月末日」と定められています。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っています。



未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方（※）の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、市民課保険年金グループへご相談ください。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。